

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

令和 5 年 3 月 3 日

香取市農業委員会
会 長 伊 藤 寛

記

香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 2 8 年 8 月 1 9 日制定

平成 2 9 年 4 月 1 8 日改正

令和元年 1 1 月 7 日改正

令和 4 年 1 0 月 5 日改正

令和 5 年 3 月 3 日修正

第 1 基本的な考え方

香取市の農業は、米作農業を中心に露地野菜、施設園芸、養豚、酪農が主な農業経営体であるが、農業経営者の高齢化と後継者不足から離農者が増加している。

また、香取市の耕地は利根川流域の広大な水田地帯と下総台地上の畑地帯及び谷津田地帯に分けられており、耕地面積は 11,100ha（農林水産省耕地面積統計数値）を有しているが、谷津田地帯は圃場面積も小さく、耕作条件が良好でないことから年々遊休農地が増加している。

このような現状のなかで、農地利用の最適化を図るため、これまで、「人・農地プラン」の策定を進めて地域農業の担い手を明確にし、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止及び解消を図るため農地中間管理事業を活用しての利用調整、新規参入の促進など進めてきた。今後も農業委員会と農政担当課の連携強化を図る必要がある。

以上の観点から、香取市農業委員会は農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）

第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、香取市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「千葉県農林水産業振興計画」（令和4年3月策定）及び「香取地域農林業振興方針」（令和4年3月策定）を踏まえ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、年度ごとに策定する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(C)
現 状 (令和4年4月)	11,100 ha	553 ha	4.98%
目 標 (令和7年3月)	11,100 ha	525 ha	4.73%
参 考 値 (平成31年4月)	11,300 ha	531 ha	4.69%

※Aの農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

※Bの遊休農地面積は、利用状況調査による1号遊休農地及び2号遊休農地の合計面積

【目標設定の考え方】

遊休農地面積が前回指針策定時に比して現状は増加したため、前回指針策定時の4.73%の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止と解消の具体的な取り組み方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と農地利用最適化推進委員の地区担当割りによる、農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者に対する農地の利用意向調査を実施する。

○ 利用意向調査については、結果を着実に反映出来るよう個別訪問指導の実施と農地中間管理機構への貸付意向者には、迅速に貸付手続きを進める。

② 非農地判断について

○ 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、農政担当課と連携のうえ、現況に応じた速やかな「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	11,100 ha	3,095 ha	27.9%
目 標 (令和7年3月)	11,100 ha	4,133 ha	37.2%
参 考 値 (平成31年4月)	11,300 ha	2,692 ha	23.8%

【目標設定の考え方】

現状から過去3年間の集積面積等より判断し、目標面積は3年間で1,038haの集積増を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

① 担い手への集積と「人・農地プラン（地域計画）」の法制化にともなう作成及び見直しについて

農業委員及び農地利用最適化推進委員等による総合的な推進体制を整備し、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。

並行して、認定農業者等を地域農業の中心となる経営体と位置付けて、農業集落における「人・農地プラン（地域計画）」の法制化にともなう作成及び見直しについて積極的に支援する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、農政担当課、農地中間管理機構、農協等と連携して、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止及び縮小を希望する高齢農家等の農地について、農地中管理事業を活用するため農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市内の各地域での農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また圃場条件が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、最適土地利用対策や農地中間管理機構関連事業等の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規就農者、企業等を含む新規参入者の受け入れを推進して、地域の特性に応じた取り組みを進める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標について

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	733 ha	789 ha	742 ha	755 ha
令和4年度 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			76.0 ha	
権利移動面積	平成31年度	令和2年度	令和3年度	平均
	369 ha	563 ha	780 ha	571 ha
令和7年度 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			58.0 ha	
権利移動面積	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均
	663 ha	688 ha	828 ha	726 ha
平成31年度 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			73.0 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積（有償所有権移転（所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。）及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。）を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

【参考】

年 度	新規参入者数 (新規参入者取得面積)

現 状（令和４年４月） （平成３１年度～令和３年度の計）	１２経営体 （１１．２ha）
目 標（令和７年３月） （令和４年度～令和６年度の計）	１４経営体 （１２．２ha）
参 考 値（平成３１年４月） （平成２８年度～平成３０年度の計）	１５経営体 （１３．１ha）

【目標設定の考え方】

平成２８年度から令和３年度の６年間の新規参入経営体が２７経営体２４．３haで、平均すると１年につき４．５経営体４．０５haが新規参入していることから、令和４年度から令和６年度までに１４経営体１２．２haを目標とする。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

① 新規参入者への支援について

新規参入者を「人・農地プラン（地域計画）」に位置付けるため、農業委員会は「人・農地プラン（地域計画）」の作成、更新の支援を県及び農政担当課等の関係団体と連携しながら、積極的に推進する。

企業参入については、雇用の場の確保に繋がることから、積極的に支援する。

また、新規就農者には新規参入者交流会及び農林水産就業相談会等への参加を促進するとともに、企業参入などの農業参入者についても優良な地域の担い手と判断できる場合は、同様に千葉県農業者総合支援センター等の関係団体と連携して積極的な支援を実施する。

② 農業委員会へのフォローアップ活動について

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、法人等を含む新規参入者と地域・行政とのコーディネーター役として、地域に定着できるよう助言・指導等に努め、地域の受入条件の整備と態勢を図る。特に、高齢化等により農地の遊

休化が深刻な地域については、関係機関との連携を密にし、新規就農等の参入を促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。